

鞍手町庁舎等建設発注者支援業務プロポーザル評価要領

1 評価要領の位置付け

この要領は、鞍手町庁舎等建設発注者支援業務プロポーザル実施要項に基づき、評価点の算出方法及び業務委託候補者の選考方法を示すものである。

2 評価方法及び受託者の選考

- (1) 客観評価、業務提案評価及び価格評価を行い、業務委託候補者を選考する。
- (2) 客観評価及び価格評価は、事務局が技術者資料及び参考見積書を元に参加者の審査を行う。
- (3) 業務提案評価は、「鞍手町庁舎等建設発注者支援業務委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が業務提案プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。
- (4) 客観評価、業務提案評価及び価格評価の評価点合計は、次のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
客観評価	120点	
業務提案評価	360点	60点×委員6名
価格評価	120点	
評価点合計	600点	

- (5) 選考委員会は、評価点合計が最も高いものを業務委託候補者に、次に高いものを次点候補者に選考する。

3 評価基準

- (1) 客観評価

客観評価審査における審査内容及び、配点基準の詳細は以下のとおりとする。

審査項目及び配点基準の明細

評価項目			評価基準			配点
客観評価	ア 参加者の評価	①技術職員数	技術職員数を評価する。			4
		②有資格者数	有資格者数を評価する。			3
		③実績	実績の種類、件数について評価する。			15
		小 計			22	
	イ 各業務担当者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格（取得後1年以上のものに限る。）の内容により評価する。	管理技術者 主任担当者	建築（総合）	4
					建築（構造）	4
					電気設備	4
					機械設備	4
					建設コスト管理	4
					工事施工計画	4
					小 計	
		ウ 各業務担当者の業務実績	同種・類似業務の実績（実績の有無、件数及び携わった立場）	次の順で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 その際に携わった立場により評価する。	管理技術者 主任担当者	建築（総合）
	建築（構造）					10
	電気設備					10
	機械設備					10
	建設コスト管理					10
	工事施工計画					10
小 計						70
合 計					120	

ア 参加者の評価（様式3及び様式4－1）

参加者に所属する技術職員数及び有資格者数について評価する（最高22.0点）。

① 技術職員数【4.0点】

技術職員数の評価は次による。

技術職員数（人）	評価点
150～	4.0
100～149	3.0
50～99	2.0
20～49	1.0
～19	0.5

② 有資格者数【3.0点】

有資格者数の評価は次による。

技術職員数（人）	評価点
100～	3.0
50～99	2.0
～49	1.0

※有資格者数は、CCMJ、一級建築士等担当分野に応じた必要資格の有資格者数とする。

③ 参加者の同種・類似業務実績【15.0点】

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。平成22年4月1日以降に履行したCM実績件数（最大5件）を1件当たり基礎配点3.0点として、区分の係数及び担当の係数を乗じた合計点数にて評価する。

最大件数	1件当たり基礎配点
5	3.0

実績	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.9

担当CM	担当係数
3項目以上	1.0
うち2項目	0.8
うち1項目	0.5

※「担当CM」とは、設計者選考段階、基本設計段階、実施設計段階、施工者選考段階、施工段階をそれぞれ1項目とし、担当した項目数の合計とする。

評価点の計算は下表のとおりとなる。

基礎配点A	区分係数B		担当係数C		評価点A×B×C	合計
1件当たり 基礎配点 3.0 (最大件数5)	同種	1.0	3項目以上	1.0	1件当たり 最大評価点 3.0 (5件で15.0)	15.0
			2項目	0.8		
	類似	0.9	1項目	0.5		

イ 各業務担当者の資格（様式５－１ から様式５－７）

各業務担当者の資格（初回登録後１年以上のものに限る。）について、下表の資格評価表により評価する。（【基礎点分14.0点】＋【加算点分14.0点】最高28.0点）

担当業務分野	評価する技術者資格		評価点	注記
管理技術者	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）又は一級建築士	2.0	※１
		CASBEE 建築評価員	0.5	※２
	加算点	CFMJ 認定ファシリティマネジャー	0.5	※２
		技術士※３、一級建築施工管理技士	1.0	※７
建築（総合）	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）	2.0	※１
		一級建築士	1.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員	0.5	※２
		CFMJ 認定ファシリティマネジャー	0.5	※２
		技術士※３、一級建築施工管理技士	1.0	※７
建築（構造）	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）	2.0	※１
		構造設計一級建築士	2.0	
		一級建築士	1.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員	0.5	※２
		CFMJ 認定ファシリティマネジャー	0.5	※２
		技術士※４、一級建築施工管理技士	1.0	※７
電気設備	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）	2.0	※１
		設備設計一級建築士	2.0	
		一級建築士、建築設備士	1.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員	0.5	※２
		CFMJ 認定ファシリティマネジャー	0.5	※２
		技術士※５、一級電気工事施工管理技士・第一種電気主任技術者	1.0	※７
		二級電気工事施工管理技士・第二種電気主任技術者	0.7	
機械設備	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）	2.0	※１
		設備設計一級建築士	2.0	
		一級建築士、建築設備士	1.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員	0.5	※２
		CFMJ 認定ファシリティマネジャー	0.5	※２
		技術士※６、一級管工事施工管理技士	1.0	※７
		二級管工事施工管理技士	0.7	
		建築設備検査資格者	0.5	
建設コスト管理	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）	2.0	※１
		建築コスト管理士	2.0	
		建築積算士	1.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員	0.5	※２
		CFMJ 認定ファシリティマネジャー	0.5	※２
工事施工計画	基礎点	CCMJ（認定コンストラクションマネージャー）	2.0	※１
		一級建築施工管理技士	2.0	
	加算点	CASBEE 建築評価員	0.5	※２
		CFMJ 認定ファシリティマネジャー	0.5	※２
		一級建築士、技術士※３	1.0	※７

※１：各担当業務分野における基礎点について、複数資格を持っている場合は上段に記載のものを優先する。

※２：各担当業務分野の技術者において「CASBEE建築評価員」、又は「CFMJ認定ファシリティマネジャー」の資格を所持している場合はそれぞれ各評価点に「0.5」を加算する。

※３：管理技術者及び建築（総合）、建設コスト管理、工事施工計画の主任担当者において、技術士建設部門（施工計画、施工設備及び積算又は建設環境）の資格を所持している場合は、評価点に「1.0」を加算する。

※４：建築（構造）の技術士は、建設部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート）のいずれかとする。

※５：電気設備の技術士は、電気電子部門（全分野）とする。

※６：機械設備の技術士は、機械部門（動力エネルギー、熱工学、流体工学）又は衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

※７：CASBEE建築評価員、CFMJ認定ファシリティマネジャー以外の加算対象となる資格についてはひとつのみ選択できる。

ウ 各業務担当者の業務実績（様式５－１から様式５－７）

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。平成22年４月１日以降に履行したCM実績件数（最大５件）を１件あたり基本配点２点として、区分の係数及び担当の係数を乗じた合計点数にて評価する（最高70.0点）。

① 実績件数と基礎配点

最大件数	１件あたり基礎配点
５	２.０

② 同種業務及び類似業務実績の有無

実績	区分係数
同種業務	１.０
類似業務	０.９

③ 業務担当実績

過去の実績での立場	担当係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	１.０
主任担当者又はこれに準ずる立場	０.８
担当者又はこれに準ずる立場	０.５

評価点の計算は下表のとおりとなる。

担当業務分野	基礎配点 A	区分係数 B		担当係数 C		評価点 A×B×C	合計
管理技術者	1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数5)	同種	1.0	管理技術者	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5件で10.0)	70.0
		類似	0.9	主任担当者	0.8		
				担当者	0.5		
建築（総合）	1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数5)	同種	1.0	管理技術者	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5件で10.0)	
		類似	0.9	主任担当者	0.8		
				担当者	0.5		
建築（構造）	1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数5)	同種	1.0	管理技術者	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5件で10.0)	
		類似	0.9	主任担当者	0.8		
				担当者	0.5		
電気設備	1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数5)	同種	1.0	管理技術者	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5件で10.0)	
		類似	0.9	主任担当者	0.8		
				担当者	0.5		
機械設備	1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数5)	同種	1.0	管理技術者	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5件で10.0)	
		類似	0.9	主任担当者	0.8		
				担当者	0.5		
建設コスト管理	1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数5)	同種	1.0	管理技術者	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5件で10.0)	
		類似	0.9	主任担当者	0.8		
				担当者	0.5		
工事施工計画	1 件当たり 基礎配点 2.0 (最大件数5)	同種	1.0	管理技術者	1.0	1 件当たり 最大評価点 2.0 (5件で10.0)	
		類似	0.9	主任担当者	0.8		
				担当者	0.5		

(2) 業務提案評価

ア 事前審査

提出された業務提案は、提案者番号を付した後、附属資料を添えて各審査員へ事前に配布する。この際、提案者名を伏した上で、客観評価の資料を添付する。

イ 業務提案評価方法

- ① 業務提案は提案者の名前を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングの結果を含め、本要領に基づいて選考委員会が評価する。
- ② 評価項目及び評価基準、配点は、以下のとおりとする（最高360.0点）。

【業務提案】（様式6-2）

評価項目	評価基準	配点
1. 本業務に対する提案者の取り組み方針と体制	取り組み意欲の高さや積極性	10
	発注者を支援する姿勢、業務への工夫、配慮	10
2. 各業務担当チームの特徴	担当者の技術力の高さ	10
	チーム配置の本業務への適性	10
3. 業務上の配慮する事項	業務内容、業務の背景や課題などの理解度	10
	総合的見地からの考え方の的確性	10
業務提案に対する委員1人あたりの持ち点		60

- ③ 採点は、プレゼンテーション及びヒアリング終了後各委員が評価基準ごとに以下の配点基準に基づき行う。

配点基準	評価点
業務提案内容が特に優れている	9、10
業務提案内容が優れている	7、8
業務提案内容が適切である	5、6
業務提案内容がやや劣っている	3、4
業務提案内容が劣っている	0～2

(3) 価格評価

参加者の中で、最低見積金額を提出した者の評価点を120点とし、他参加者の評価点Aは、次の算式で算出する（最高120.0点）。

$$(\text{最低見積金額} / \text{提案見積金額}) \times 120 = A \quad (\text{小数点以下切捨て})$$